平成２７年（フ）第１５５号
兵庫県伊丹市鋳物師１丁目85番地　メゾン・サンウォーキンス９号、前住所兵庫県伊丹市清水２丁目４番12―202号
債務者　髙津亜由美
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番22―405号
債務者　山本奈穂子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
神戸市西区玉津町今津316番地の１　28―101号
債務者　前田　祥光
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
兵庫県明石市二見町福里89番地　メゾンピースフル202号、前住所神戸市北区有野台７丁目９番地の22
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
神戸市西区桜が丘東町６丁目13番地の１
債務者　平野いくよ
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
神戸市西区押部谷町福住498番地の１　第１ビル303号、前住所神戸市中央区二宮町４丁目10番８号　菊水ビル303
債務者　秋田　幸治
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
神戸市西区伊川谷町有瀬235番地の１　502号
債務者　井上　成美
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
広島県呉市広白岳６丁目９番13号
債務者　谷脇亜梨沙
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第５０号
佐賀県唐津市和多田本村３番64号　トマトハウスⅡ―104号
債務者　青木　照子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第３９９号
熊本市中央区東京塚町５番25号
債務者　西島　秀樹
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４０５号
熊本県宇土市松山町2797番地１
債務者　岩本　克己
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４９９号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目18番９―315号、従前の住所神戸市東灘区魚崎北町２丁目４番11―403号
債務者　杉浦　健三
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１５号
島根県仁多郡奥出雲町三成370番地内第１
債務者　川西　一夫
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１６号
名古屋市北区上飯田北町３―21―１　ミレニアム上飯田401号室、住民票上の住所愛知県北名古屋市鍛治ケ一色宮浦25番地　県営西春住宅９―405
債務者　佐藤　静果
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７５２号
名古屋市中川区万場５丁目2411番地　ホープMⅢ103号
債務者　川口　堅児
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０２９号
名古屋市南区中割町４丁目89番地　中割住宅520号
債務者　鈴木　美穂
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部